

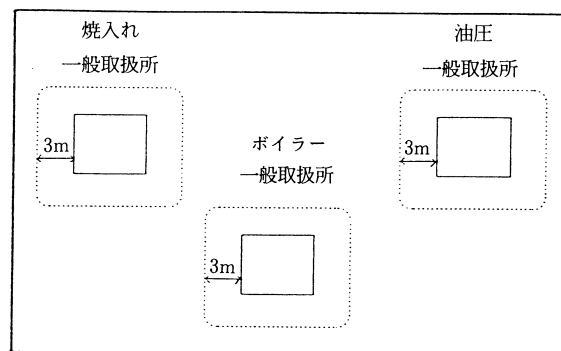
第13章 一般取扱所の基準（危政令第19条）

第1 規制範囲

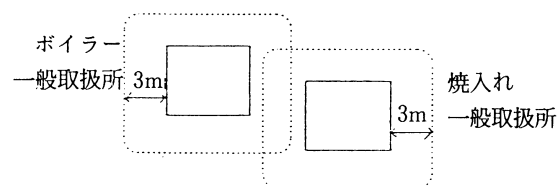
一般取扱所は、危政令第19条第2項の規定により建築物の一部に設置され、これが規制対象とされる場合（以下「部分規制」という。）以外は、原則として一棟又は連続した一連の工程が許可の範囲となる。

1 部分規制の一般取扱所

- (1) 原則として、部分規制の一般取扱所は、危政令第19条第2項第1号の一般取扱所（以下「吹付塗装作業等の一般取扱所」という。）、同項第1号の2の一般取扱所（以下「洗浄作業の一般取扱所」という。）、同項第2号の一般取扱所（以下「焼入れ作業等の一般取扱所」という。）、同項第3号の一般取扱所（以下「ボイラー等の一般取扱所」という。）、同項第6号の一般取扱所（以下「油圧装置等の一般取扱所」という。）、同項第7号の一般取扱所（以下「切削装置等の一般取扱所」という。）、同項第8号の一般取扱所（以下「熱媒体油循環装置の一般取扱所」という。）及び同項第9号の一般取扱所（以下「蓄電池設備等の一般取扱所」という。）に限られるものであること。
- (2) 部分規制の一般取扱所は、1棟の建築物の中に複数設置することができるものであること。（次図参照）（H1 危64）

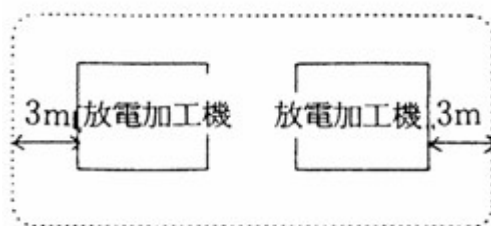


- (3) 部分規制の一般取扱所において、規定された作業工程と連続して、危険物を取り扱わない工程がある場合、その工程を含めて危政令第19条第2項に規定する一般取扱所とすることができるものであること。（H1 危64）
- (4) 危省令第28条の55の2第3項第2号、第28条の56第3項第1号、第28条の57第3項第1号、同条第4項第7号、第28条の60第4項第1号及び第28条の60の2第3項第1号の規定により、屋内において危険物を取り扱う設備の周囲に保有すべき空地（以下「屋内保有空地」という。）は、相互に重なってはならないものであること。（次図参照）（H1 危14、特34）



認められない例

- (5) 危険物を取り扱う機器が複数存する場合は、複数の機器を一つの設備として、その周囲に屋内保有空地を保有することをもって足りるものであること。(次図参照) (H1 危 64)



複数の機器を設ける場合の空地の例

- (6) 建築物全体が危政令第19条第2項の一般取扱所の技術上の基準に適合している場合は、建築物全体を危政令第19条第2項の一般取扱所とすることができるものであること。(H1 危 64)

2 区分形態の異なる施設の併設等

(1)に掲げる危険物の取扱形態のみを複数有する一般取扱所であって、建築物に設けられ、かつ、指定数量の倍数の合計が30倍未満である場合、(2)に掲げる位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するものについては、危政令第23条を適用し、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定((1)才及びカに掲げる取扱形態以外の取扱形態を有しない一般取扱所にあつては第18号及び第19号の規定を含む。)を適用しないことができる。(H10 危 28)

(1) 危険物の取扱形態

- ア 塗装、印刷又は塗布のために危険物(第2類の危険物又は第4類の危険物(特殊引火物を除く。))に限る。)を取り扱う形態
- イ 洗浄のために危険物(引火点が40℃以上の第4類の危険物に限る。)を取り扱う形態
- ウ 焼入れ又は放電加工のために危険物(引火点が70℃以上の第4類の危険物に限る。)を取り扱う形態
- エ ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物(引火点が40℃以上の第4類の危険物に限る。)を消費する取扱形態
- オ 危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置(高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものに限る。)としての危険物の取扱形態
- カ 切削油として危険物を用いた切削装置、研削装置又はこれらに類する装置(高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものに限る。)としての危険物の取扱形態
- キ 危険物以外の物を加熱するため危険物(高引火点危険物に限る。)を用いた熱媒体油循環装置としての危険物の取扱形態

(2) 複数の危険物取扱形態を有する一般取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準

- ア 危険物の一般取扱所の用に供する部分は、地階を有しないものであること((1)エ及びオに掲げる取扱形態のみを有する場合を除く。)
- イ 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とすること。
- ウ 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること((1)才及びカに掲げる取扱形態のみを有する場合を除く。)
- エ 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、屋根(上階がある場合にあつては上階の床)を耐火構造とすること。ただし、(1)ア又はイに掲げる取扱形態を有しない場合にあつては、屋根を不燃材料で造ることができるものであること。

- オ (1)エに掲げる取扱形態を有する場合にあつては、危険物を取り扱うタンクの容量の総計を指定数量未満とすること。
- カ 危険物を取り扱うタンク（容量が指定数量の5分の1未満のものを除く。）の周囲には、危省令第13条の3第2項第1号の規定の例による囲いを設けること。ただし、(1)オ及びカに掲げる取扱形態のみを有する場合にあつては、建築物の一般取扱所の用に供する部分の敷居を高くすることにより囲いに代えることができる。
- キ 建築物の一般取扱所の用に供する部分には、(1)ウに掲げる取扱形態により取り扱われる危険物が危険な温度に達するまでに警報することができる装置を設けること。
- ク 危険物を加熱する設備（(1)イ又はキに掲げる取扱形態を有する設備に係るものに限る。）には、危険物の過熱を防止することができる構造のものとすること。
- ケ (1)キに掲げる取扱形態を有する設備は、危険物の体積膨張による危険物の漏えいを防止することができる構造のものとすること。
- コ 可燃性の蒸気又は微粉（霧状の危険物を含む。以下同じ。）を放散するおそれがある設備と火花又は高熱等を生じる設備を併設しないこと。ただし、放散された可燃性の蒸気又は微粉が滞留するおそれがない場所に火花又は高熱等を生じる設備を設置する場合はこの限りでない。
- サ 危省令第33条第1項第1号に該当する一般取扱所以外の一般取扱所には、危省令第34条第2項第1号の規定の例により消火設備を設けること。ただし、第1種、第2種及び第3種の消火設備を当該一般取扱所に設けるときは、当該設備の放射能力範囲内の部分について第4種の消火設備を設けないことができること。
- シ 危省令第28条の5第2項第3号から第8号まで及び危省令第28条の5第2項第2号の基準に適合するものであること。
- (3) 吹付塗装作業等の一般取扱所、焼入れ作業等の一般取扱所、ボイラー等の一般取扱所及び油圧装置等の一般取扱所の適用に当たっては、区分形態ごとの技術上の基準で規定された作業工程に係る設備以外のものは設けないこと。したがって、ボイラー設備と油圧装置等が混在している場合に、両設備を併せて危政令第19条第2項の一般取扱所とし、危省令第28条の5第7等に定める技術上の基準を適用することはできないものであること。（H1 危64）

第2 最大数量の算定

- 1 一日を単位とする指定数量の倍数が最大となる危険物に係る取扱量（消費量、通過量、停滞量等）を最大数量とする。
- 2 最大数量に係る取扱量の算定については、次によること。
 - (1) 同一の危険物について、消費（通過）と停滞がある場合においては、それらの数量のうち、指定数量の倍数の最も大きいものを取扱量とすること。
 - (2) 異なる危険物について、消費（通過）と停滞がある場合においては、それらの数量を加算したものを取扱量とすること。
 - (3) 循環系装置により、配管等で危険物を循環させて取り扱う場合は、瞬間最大停滞量を取扱量とすること。（S40 自消予71）
 - (4) 消防用設備等の非常用電源としての自家発電設備については、1日の取扱時間を2時間として算定するが、震災対策等で非常用電源として設置する自家発電設備については、実態を勘案し最大運転時間を基に算定すること。

第3 一般取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準

1 危政令第19条第1項を適用する一般取扱所

第3章製造所の基準によること。

2 危政令第19条第2項を適用する一般取扱所（部分規制の一般取扱所）

（留意事項）

部分規制の一般取扱所は、原則、著しく消火困難な製造所等となり、移動式以外の第3種の消火設備等を設けなければならない（危省令第33条第1項第1号）。

他用途部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているものは、著しく消火困難な製造所等に該当しないが、出入口や窓だけでなく、換気ダクト、煙突等の区画貫通部分も開口部と判断するので、留意すること（(1)エ、別記4の2参照）。

(1) 共通事項

ア 危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項の基準の適用については、第3章製造所の基準によること。

イ 危省令第28条の55第2項第4号（第28条の56第2項第4号及び第28条の57第2項第1号）及び第28条の60第2項第2号の「延焼のおそれのある外壁」は、第3章製造所の基準第3、4(1)、(2)及び(3)の例によること。

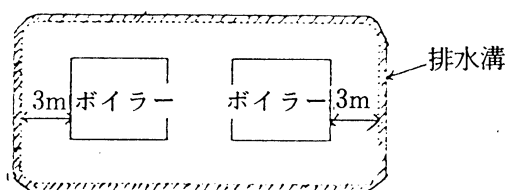
ウ 他用途部分との隔壁

(ア) 危省令第28条の55第2項第2号及び第28条56第2項第1号（第28条の57第2項第1号）の「厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造……と同等以上の強度を有する構造」は、第4章屋内貯蔵所の基準3(2)イの例によること。

(イ) (ア)の隔壁を貫通する換気、排出設備及び給排水管等については、第4章屋内貯蔵所の基準3(2)ウ及びエの例によること。

エ 「傾斜、貯留設備」、「採光、照明」及び「換気設備、可燃性蒸気等の排出設備」については、第3章製造所の基準の例によること。

オ 危省令第28条の55の2第3項第3号、第28条の56第3項第2号、第28条の57第3項第2号、第28条の60第4項第2号及び第28条の60の2第3項第2号の「排水溝」は、屋内保有空地の周囲に設けること。



カ 危政令第19条第1項の基準又は第2項の特例基準のいずれの基準により設置される場合でも、これらの基準について、危政令第23条を適用することが否定されるものではないこと。（H10 危19）

(2) 吹付塗装作業等の一般取扱所（危省令第28条の55）

ア 「吹付塗装作業等の一般取扱所」には、洗浄、含侵作業を行うものは含まないものであること。（H1 危64）

イ 「地階を有しない」とは、当該一般取扱所の許可範囲内に地階がなければよいものであること。

ウ 塗料等の配合室を設けるときは、次により指導すること。

(ア) 耐火構造の壁で区画すること。

(イ) 出入口には、常時閉鎖式の特定防火設備（防火戸）を設けること。

(ウ) 床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、幅及び深さがそれぞれ10cm以上の排水溝（又は高さが10cm以上の敷居）並びに縦、横及び深さがそれぞれ30cm以上のためすを設けること。

(3) 洗浄作業の一般取扱所（危省令第28条の55の2）

ア 指定数量の倍数が10未満の一般取扱所については、危規則第28条の55の2第2項又は第3項のいずれの特例基準によることもできること。（H10 危19）

イ 特例基準により一般取扱所を設置する場合にあっては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないこと。（H10 危19）

(4) 焼入れ作業等の一般取扱所（危省令第28条の56）

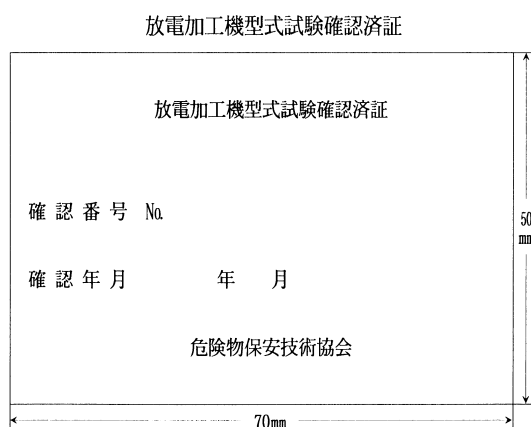
ア 指定数量の倍数が10未満の一般取扱所については、危省令第28条の56第2項又は同条第3項のいずれの特例基準によることもできること。（H1 危14、特34）

イ 焼入槽には、危険物の温度が異常に上昇しないように冷却装置その他の温度調整装置を設けること。ただし、火災予防上支障がない場合は、この限りでない。

ウ 焼入槽には、容易に操作することができる不燃材料で造ったふたを設け、又は有効に消火することができる焼入槽専用の消火設備を設けるよう指導すること。ただし、第3種の消火設備が有効に設置されているときはこの限りでない。

エ 放電加工機の取扱いについては、「放電加工機の火災予防に関する基準」（S61 危19）によること。

なお、放電加工機については、危険物保安技術協会が試験確認を行ったものに対し、「放電加工機型式試験確認済証」（次図参照）が貼付されることとなっていることから、技術基準の適合性の確認に活用できるものである。



備考：1 放電加工機型式試験確認済証は金属板とし、厚さは0.3mmとする。

2 放電加工機型式試験確認済証の地は赤色とし、文字は銀色とする。

(5) ボイラー等の一般取扱所（危省令第28条の57）

ア 指定数量の倍数が10未満の一般取扱所については、危省令第28条の57第2項、第3項又は第4項のいずれの特例基準によることもできること。（H10 危19）（H1 危14）

イ 危省令第28条の57第2項又は第3項の特例基準により設置する場合にあっては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないものであり、同条第4項の特例基準により設置する場合にあっては、一般取扱所を建築物の屋上に設けなければならないものであること。（H10 危19）

ウ 「ボイラー、バーナーその他これらに類する装置」に、ディーゼル発電設備は含まれるものであること。（H1 危64）

エ 熱媒体（危険物であるものに限る。）を使用したボイラー設備は、当該特例基準を適用することはできないこと。

オ 「危険物の供給を自動的に遮断する装置」は次により設けること。

(ア) サービスタンクと消費設備間については、サービスタンクの直近に設けること。

(イ) 元タンクとサービスタンク間についても設置を指導すること。

なお、設置する場合は、元タンクの直近に設置するよう指導すること。

(ウ) 自動復旧しない構造であること。

カ 危険物を取り扱うタンクの周囲に設ける「囲い」は、危省令第28条の5第2項第3号の規定にかかわらず、タンク容量以上の容量を有するものとするよう指導すること。

キ ガスボイラー等を一般取扱所内に併設するときは、ガス漏れ火災警報設備等を設けるとともに、地震時及び停電時等の緊急時に燃料ガスの供給を自動的に遮断する装置を設けること。

ク 屋上に設置するボイラー等の一般取扱所（危省令第28条の5第4項）については、次による。

(ア) 危険物を取り扱う設備を収納する鋼製の外箱の底部（高さ0.15m以上）を危険物の漏れない構造とした場合は、第3号（囲い）及び第8号（傾斜、貯留設備、油分離装置）の適用については、次のとおりとすることができる。

a 当該外箱底部をもって、当該設備の周囲に設ける流出防止の囲いであり、かつ貯留設備でもあるとする。この場合、傾斜はなくても差し支えないものとする。（第3号、第8号）

b 外箱内には雨水等の浸入がないことから油分離装置は設けなくてよいものとする。（第8号）

(イ) タンク専用室を鋼製の外箱（キュービクル式）とする場合、危省令第28条の5第4項第9号及び第10号の規定によるほか、次に定めるところによること。

a 当該外箱底部をもって、当該設備の周囲に設ける流出防止の囲いであり、かつ貯留設備でもあるとする。この場合、床面の傾斜はなくても差し支えないものとする。

なお、危険物を取り扱うタンクの周囲に設ける「囲い」は、危省令第13条の3第2項第1号の規定にかかわらず、タンク容量以上の容量を有するものとするよう指導すること。出入口のしきいの高さについても同様とする。

b タンク専用室の床の鋼板を屋上（建築物の耐火構造の屋根）に直接設置する場合は、耐火構造の床としてみることができる。

c 採光及び照明の設備は、照明設備を設けること。

d 換気設備は、換気口（自然換気）で差し支えないこと。（FD、引火防止網必要。）

e 蒸気排出設備を設けるときは、換気設備と兼用して差し支えないこと。

f 通気管及び排出設備の先端位置はタンク専用室の屋根上より1m以上の高さとなるよう指導すること。

(ウ) 第7号（保有空地）の適用については、次のとおりとすることができる。

a 架台等により保有空地内で段差がある場合、架台等が延焼の媒体となるおそれがないものであって、かつ、当該段差が50cm以下であれば、当該段差がある部分も含めて保有空地として認めて差し支えないこと。（H29 危216）

b 保有空地内に当該施設と関係のない配管等を設置することは原則認められないが、周囲の状況、設備の危険性、安全対策を総合的に判断し、認めることも可能であること。

c 発電設備等とサービスタンクの間は、保守点検に必要な空間を確保することで、3mの距離の幅は要しないこと。

(エ) 第10号（ダンパー等）の適用について、一般社団法人日本内燃力発電設備協会の認

証を受けた製品と同等以上のものであれば、防火ダンパー以外に引火防止金網、金属製ガラリ等を設けることで差し支えないこと。

ケ ボイラー等を設置する室とは別の位置にポンプ室を設ける場合は、次によること。

- (ア) ポンプ室は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とする。
- (イ) ポンプ室は、上階の床を耐火構造とし、かつ、天井を設けない。
- (ロ) ポンプ室には、窓その他出入口以外の開口部を設けない。
- (ハ) ポンプ室の出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設ける。
- (ニ) ポンプ設備は、堅固な基礎の上に固定する。
- (ホ) ポンプ室の床には、その周囲に高さ0.2メートル以上の囲いを設けるとともに、当該床は、危険物が浸透しない構造とし、かつ、適当な傾斜及び貯留設備を設ける。
- (ヘ) ポンプ室には、危険物を取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。
- (ヘ) ポンプ室の換気及び排出の設備には防火上有効にダンパー等を設ける。

(ケ) 当該ポンプ室には、見やすい箇所に一般取扱所のポンプ室である旨及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設ける。

(コ) ポンプ室には、第5種消火設備を設ける。

(6) 充てんの一般取扱所（危省令第28条の58）

ア 従業員である危険物取扱者が立ち会い、顧客自らが危険物を取り扱う取扱所は原則設置できない。（H8 危 97）

イ 誤注油防止のため、次のとおり指導すること。

- (ア) 固定注油設備は固定給油設備等の基準（危政令第17条第1項第10号及び第11号（構造及び油種表示））に適合させるよう指導すること。
- (イ) 接続する地下タンク貯蔵所は、中仕切りタンクにガソリンと灯油を隣接して入れないよう指導すること。

ウ ガソリンと灯油を同一の計量機で（ダブルで）使用しないよう指導すること。

エ 危険物を取り扱う空地の周囲に設ける排水溝は、予想される危険物の流出量に応じて、その目的を十分果たすことができる幅及び深さを有するものとする。

オ ためます及び油分離装置は、予想される危険物の流出量並びに危険物を取り扱う空地の大きさ及び形状等に応じて、その目的を十分果たすことができる大きさ及び設置数とすること。

カ 当該一般取扱所に設けるポンプ設備は、専用の設備とすること。

キ 引火点が70℃未満の非水溶性液体の危険物をタンクへ注入する一般取扱所には、次に掲げる装置を設けること。

- (ア) タンクへ注入する設備に蓄積される静電気を除去する装置（接地による方法等）
- (イ) 移動タンク貯蔵所等に蓄積される静電気を除去する装置（タンクローリー用接地端子）
- (ロ) 危省令第40条の7第1号から第3号までに適合した取扱いがなされるように、注入速度を制限するための装置

ク 引火点が70℃未満の危険物をタンクへ注入するローディングアーム等の設備には、アルミニウム又は真ちゅう等の火花を発生しにくい材質を用いること。

ケ タンクへ注入する設備は、危険物の過剰な注入を防止できる構造のものとする。当該構造としては、タンク容量に相当する液面以上の危険物の過剰な注入を自動的に停止できる（タンク内の液面の上昇をフロート式センサー、微圧センサー等で検出し、ポンプの停止又は電磁弁等の閉鎖等により注入を止める。）構造、1回の連続した注入量が設定値（タ

ンク容量から注入開始時における危険物の残量を減じた量以下の量であって4、000リットルを超えない量であること。)以下に制限される構造等が考えられること。

コ 注入場所には、注入作業を停止できるポンプの操作スイッチを設けるとともに、異常時には、当該取扱所内のすべての注入作業を停止することができる緊急停止装置を設けるよう指導すること。

(7) 詰替えの一般取扱所 (危省令第28条の59)

第11章給油取扱所の基準によるほか、次によること。

ア 従業員である危険物取扱者が立ち会い、顧客自らが危険物を取り扱う取扱所は原則設置できない。(H8 危97)

イ 誤注油防止のため、固定注油設備には、油種の表示をすること。

ウ 防火塀は一般取扱所の周囲に設けること。この場合の一般取扱所の周囲とは、固定注油設備、注油空地等の周囲をいい、注入口は防火塀の外側に設けても差し支えないこと。

エ 防火塀の高さの計算にあたっては、注入口が防火塀の外側にある場合、荷卸しするタンクローリーが防火塀の外側に停車して荷卸しする場合等は、注油中に漏えいした危険物が燃焼する火災に対する計算は不要とする。

(8) 油圧装置等の一般取扱所 (危省令第28条の60)

ア 危省令第28条の60第2項又は第3項のいずれの特例基準によることもでき、また、指定数量の倍数が30未満の一般取扱所については、危省令第28条の60第2項、第3項又は第4項のいずれの特例基準によることもできること。(H1 危14、特34)

イ 「危険物を取り扱うタンク」とは、危政令第9条第1項第20号のタンクをいい、工作機械等と一体とした構造の油圧タンク等は含まれないものであること。(S58 危21)

(9) 切削装置等の一般取扱所 (危省令第28条の60の2)

ア 指定数量の倍数が10未満の一般取扱所については、危規則第28条の55の2第2項又は第3項のいずれの特例基準によることもできること。(H10 危19)

イ 特例基準により一般取扱所を設置する場合にあつては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないこと。(H10 危19)

(10) 熱媒体油循環装置の一般取扱所 (危省令第28条の60の3)

特例基準により一般取扱所を設置する場合にあつては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないこと。(H10 危19)

(11) 蓄電池設備等の一般取扱所 (危省令第28条の60の4)

ア 当該一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、指定数量の倍数が30未満のものについては、危省令第28条の60の4第3項の特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを、指定数量の倍数が10未満のものについては、危省令第28条の60の4第3項若しくは第4項の特例基準又は危政令第19条第1項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。(H24 危132)

イ 危省令第28条の60の4第3項の特例基準により当該一般取扱所を設置する場合にあつては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないものであり、同条第4項の特例基準により当該一般取扱所を設置する場合にあつては、当該一般取扱所を建築物の屋上に設けなければならないものであること。(H24 危132)

ウ 「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の運用について」(R5 危251)のうち、「2 蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例に関する事項」によること。

3 高引火点危険物の一般取扱所 (危省令第28条の61、危省令第28条の62)

高引火点危険物(引火点が100℃以上の第4類の危険物をいう。)のみを100℃未満の温

度で取り扱う一般取扱所については、危政令第19条第1項、第2項（同項で規定されているものに限る。）又は第3項（危省令第28条の6 1、危省令第28条の6 2（充てんの一般取扱所に係る基準の特例））のいずれの特例基準によることもできること。（H1 危 14、特 34）

4 階層住宅等の燃料供給施設の一般取扱所

「共同住宅等の燃料供給施設に関する運用上の指針について」（H15 危 81）によること。

5 ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所

- (1) 「ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物施設の技術上の基準等について」（H11 危 53）によること。
- (2) 密閉構造の単電池が収納されている複数のモジュール電池をパッケージに収納する構造の屋外に設置するナトリウム・硫黄電池であって、当該モジュール電池及びパッケージが一体でH11 危 53 別添「ナトリウム・硫黄電池に要求される火災安全性能」を満たすものは、「ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物施設の技術上の基準等について」（H11 危 53）により設置することができること。（H25 危 156）

6 リチウムイオン蓄電池を取り扱う一般取扱所

- (1) 「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱に係る運用について」（H23 危 303）及び「鋼板製の筐体で覆われる車載用リチウムイオン蓄電池に係る指定数量について」（R5 危 214）によること。
- (2) 建築物の一部に設置するリチウムイオン蓄電池の組立て作業を行う一般取扱所、リチウムイオン蓄電池の充電又は放電作業を行う一般取扱所及びリチウムイオン蓄電池の製造作業を行う一般取扱所について特例を適用する場合は、「リチウムイオン蓄電池を取り扱う工場等に係る特例の適用について」（R6 危 351）によること。